

## 大月市障害福祉協力隊推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 本市の障害福祉を取り巻く状況は、社会参加の機会の確保、地域社会においての共生、地域福祉活動の充実など多岐に渡るとともに、環境の変化により福祉サービスのニーズは、多様化・複雑化している。一方、都市では生活の質や豊かさへの志向の高まりにより、豊かな自然環境や歴史、文化等に恵まれた地域で生活することについて、若年層を含め、住民のニーズも高まってきている。こうしたことを背景に、三大都市圏をはじめとする都市地域に生活の拠点を置く住民を最長で3年間本市に居住させ、障害福祉者支援の実践活動と地域活動等の行事に参加することを通じて、本市の障害者福祉を共に担えるような人材をこの地域の資源として育成し、障害者が共生できる社会プログラムの構築、地域の新しいコミュニティや連携の力が生まれること等によって障害福祉を推進するとともに、地域に定着させることを目的とし、大月市障害福祉協力隊推進事業（以下「本事業」という。）を実施する。

(障害福祉協力隊員)

第2条 障害福祉協力隊員とは、次の要件のうちいずれかを満たす都市住民で、市長の委嘱を受け、障害福祉事業を行う障害福祉関係法人等の指導、支援のもと、障害者支援の実践活動の中で障害者が共生できる社会プログラムの構築、地域の新しいコミュニティや連携の力の創出等障害福祉の推進のための活動と地域が主催する行事等への協力（以下「障害福祉協力活動等」という。）を通じて、今後の市の障害者福祉を共に担えるような人材資源として本市に定住し、障害福祉事業への定着を図ろうとする者をいう。

(1) 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県並びに札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市のうち、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に指定された地域（以下、「条件不利地域」という。）以外の地域に生活の拠点を置く住民であって、本市に住民票を移す者

(2) 全国の条件不利地域を有さない市町村に生活の拠点を置く住民であって、本市に住民票を移す者

(事業内容)

第3条 本事業は障害福祉協力隊員を育成するものであり、市長は障害福祉協力隊員に対し、障害福祉協力活動等を指導し、支援することにより、障害者福祉を共に担えるような人材をこの地域の資源として本市に定住させ、障害福祉事業への定着ができるように育成する市内に拠点を置く障害福祉関係法人等を、別に定めるところにより募集及び選定する。

2 障害福祉協力隊員の募集及び選考については、前項により選定された障害福祉関係法人等（以下「支援機関」という。）によって行われるものとし、その内容は次のとおりとする。

(1) ホームページの活用等により都市住民が障害福祉協力隊員に応募できるよう

に努める。

- (2) 応募のあった障害福祉協力隊員になろうとする者の中から、面接、論文などにより、本市での居住が確実に障害福祉に意欲的に取り組むことが認められる者を選考する。
  - (3) 支援機関は、前号により選考した者について、別に定める障害福祉協力隊員候補者名簿を作成し、市長に提出するものとする。
  - (4) 市長は、支援機関から提出された障害福祉協力隊員候補者名簿に基づき、障害福祉協力隊員を委嘱し、別に定める決定通知書により支援機関に通知する。
- 3 支援機関は、障害福祉協力隊員が行う障害福祉協力活動等を指導し、支援するとともに、障害福祉協力隊員の住居及び障害福祉協力活動等に必要な場所、機会、移動手段等を確保し、また、委託経費の会計処理を行うものとする。
- (1) 支援機関の障害福祉の推進のための活動とは、障害福祉業務に必要な知識等の蓄積のための活動等、障害福祉業務全般とし、次の要件を満たす受入事業者  
に障害福祉協力活動等の一部を委任することができるものとする。
    - ア 障害福祉協力隊員に対し障害者支援の実践活動等を行うことができる環境を確保していること。
    - イ 障害者支援の実践活動等を行うことができる障害福祉の実績の蓄積があること。
  - (2) 支援機関の地域が主催する行事等への協力とは、地域コミュニティによる清掃等の共同作業や、花植え等の地域美化活動、運動会、その他の各種コミュニティの会合等の会場準備など作業を伴う地域の行事への参加をいう。なお、支援機関は、障害福祉協力隊員が居住する地域の自治会長等との連絡調整を行い、障害福祉協力隊員の参加を促進するよう努めるものとする。
- 4 支援機関は、ホームページ等を利用して、障害福祉協力隊員の障害福祉協力活動等の取組状況や成果等についての情報発信を随時行うとともに、都市住民の本市での定住及び障害福祉への従事の促進に努めなければならない。  
(障害福祉協力隊員の地位等)

第4条 障害福祉協力隊員の地位等については、次のとおりとする。

- (1) 障害福祉協力隊員は、市の委嘱を受け、障害福祉協力活動等の対価として報償費の支給を受けるものとし、市との雇用契約は存在しないものとする。
- (2) 障害福祉協力隊員は市、支援機関等の指示に従わなければならないものとし、次に定める場合には、委嘱を取り消すことができるものとする。
  - ア 本人から取消しの願出があった場合
  - イ 障害福祉協力隊員に不良行為が認められた場合
  - ウ 傷病、事故等により、障害福祉協力活動等の継続ができなくなった場合
- (3) 障害福祉協力隊員の委嘱期間中の義務、障害福祉協力活動等の活動日数、休暇等に対する取扱いについては別に定めるものとする。

(事業実施期間)

第5条 障害福祉協力隊員の委嘱期間は1年とする。ただし3年を限度に延長することができる。

(事業実施の手続き)

第6条 支援機関は、年度ごとに別に定めるところにより、事業実施に係る計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支援機関から提出された前項の計画書の内容を審査し、適当と認める場合は、支援機関と別に定める業務委託契約を締結するものとする。

(業務委託契約の内容)

第7条 市長が支援機関に委託する業務の内容は次のとおりとする。また、会計処理の方法等については別に定めるものとする。

(1) 障害福祉協力隊員の募集及び選考に関する業務

(2) 障害福祉協力隊員の障害福祉協力活動等の指導及び支援に関する業務

(3) 障害福祉協力隊員の住居や障害福祉協力活動等に必要な場所、機会、移動手段等の確保

(4) 障害福祉協力隊員の委託経費の会計処理に関する業務

(5) 都市住民等に対する本事業の取組状況や成果等についての情報発信に関する業務

(事業計画の変更)

第8条 支援機関は、必要に応じて事業実施に係る計画書を変更できるものとする。

2 支援機関は、前項によって変更しようとするときは、事業を変更する前に別に定めるところにより、市長の承認を受けるものとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 本事業を中止又は廃止しようとする支援機関は、別に定めるところにより市長に報告し、承認を受けなければならない。

(事業実施結果報告及び検査)

第10条 支援機関は、別に定めるところにより、事業実施に係る結果報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の結果報告書の提出を受けた後、業務委託契約の執行の状況を検査し、必要がある場合には、支援機関に対し障害福祉協力隊員育成のための指導を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月30日から施行する。